

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松山市は、予防接種に関する事務での特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。

評価実施機関名

松山市長

公表日

令和5年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</p> <p>当市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 予防接種業務の運営・管理(委託)2 接種対象者への個別通知3 住民への情報提供及び相談4 健康被害救済5 予防接種台帳の作成・管理 <p>なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96条)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	松山市保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

予防接種事務ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項④番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)⑤番号法第19条第6号(委託先への提供)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3」) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条」) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2」) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」)</p> <p>【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2の2」) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松山市保健福祉部保健予防課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松山市総務部文書法制課 790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2 TEL(089-948-6866)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松山市保健福祉部保健予防課 790-0813 愛媛県松山市萱町六丁目30番地5 TEL(089-911-1856)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月26日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更当たらない。
平成28年8月26日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二17、18及び19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第13条	番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更当たらない。
平成28年8月26日	I 5 ②所属長	課長 花山 博之	課長 花崎 みゆき	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年8月26日	Ⅲ1 対象人数	平成27年2月1日 時点	平成27年10月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成28年8月26日	Ⅲ2 取扱者数	平成27年2月1日 時点	平成27年10月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年9月6日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更当たらない。
平成29年9月6日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更当たらない。
平成29年9月6日	Ⅲ1 対象人数	平成27年10月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成29年9月6日	Ⅲ2 取扱者数	平成27年10月1日 時点	平成28年10月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2及び18の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更当たらない。
平成31年2月14日	Ⅱ1 対象人数	平成28年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年2月14日	Ⅱ2 取扱者数	平成28年10月1日 時点	平成29年10月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月29日	Ⅱ1 対象人数	平成29年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月29日	Ⅱ2 取扱者数	平成29年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法等の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 1 予防接種業務の運営・管理(委託) 2 接種対象者への個別通知 3 住民への情報提供及び相談 4 健康被害救済 5 予防接種台帳の作成・管理	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法という。の)の規程に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 1 予防接種業務の運営・管理(委託) 2 接種対象者への個別通知 3 住民への情報提供及び相談 4 健康被害救済 5 予防接種台帳の作成・管理	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和3年1月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二16の2、17、18及び19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二16の2及び18の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。)第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2の2) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2)	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和3年1月29日	II 1 対象人数	平成29年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年1月29日	II 2 取扱者数	平成29年10月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和3年11月11日	I 1 ②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法という。の)の規程に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 (抄)	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の規定に基づき、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において市民の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。 当市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)以下「番号法という。の)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (抄) なお、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	I 1 ③システムの名称	松山市保健センターシステム	松山市保健センターシステム、統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	I 3 法令上の根拠	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項	①番号法第9条第1項 別表第一 10の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第10条 ②番号法第9条第1項 別表第一 93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2 ③松山市個人番号の利用等に関する条例第3条第1項第3号、同条第3項 ④番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ⑤番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和3年11月11日	I 4 ②法令上の根拠	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。))第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3」) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条」) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2」) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第7号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」)	【松山市が情報照会をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二の16の2の項(番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「平成26年/内閣府/総務省/令第7号」という。))第12条の2) 番号法別表第二の17の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の3」) 番号法別表第二の18の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条」) 番号法別表第二の19の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第13条の2」) 番号法別表第二の115の2の項(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」) 【松山市が情報提供をする根拠】 番号法第19条第8号 番号法別表第二16の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二16の3(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第12条の2第2号」) 番号法別表第二115の2(「平成26年/内閣府/総務省/令第7号第59条の2」)	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和3年11月11日	II 1 対象人数	10万人以上30万人未満 令和2年4月1日 時点	30万人以上 令和3年4月1日 時点	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月11日	IV1 提出する特定個人情報評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書及び全項目評価書	事後	事前実施が原則であるところ、その時点では、ワクチン接種記録システム(VRS)が構築中であり、その詳細が国において検討中であったことから、特定個人情報保護評価を行える状況になかったこと、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速かつ正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていること、また、ワクチン接種を受けた者の国際的な移動に支障が生じないよう、迅速な対応を求められる中、非対面での申請促進等のため、電子申請の受付体制を早急に整える必要があることから、特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であるため。
令和4年9月9日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、操作カード(職員証)やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証やパスワードにより操作者を限定するとともに、その追跡調査のために使用履歴を5年間保存している。	事前	リスクを明らかに軽減する変更であるため、重要な変更に当たらない。
R5.11.13	I 1 ②事務の概要	(抄) なお、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。 (抄)	(抄) なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96条)第5条の規定による改正前の予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216号厚生労働大臣通知)のとおり、新たに市町村が新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うこととなったため、以下の事務を加えるものとする。 (抄)	事後	法令等の改正による条項の変更であり、形式的な変更であるため、重要な変更に当たらない。